

愛知地方最低賃金審議会  
第3回愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会

日時 令和7年10月14日(火)  
午前9時30分～  
場所 ウィルあいち3階  
会議室6

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 令和7年度愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正について

(2) その他

3 閉 会

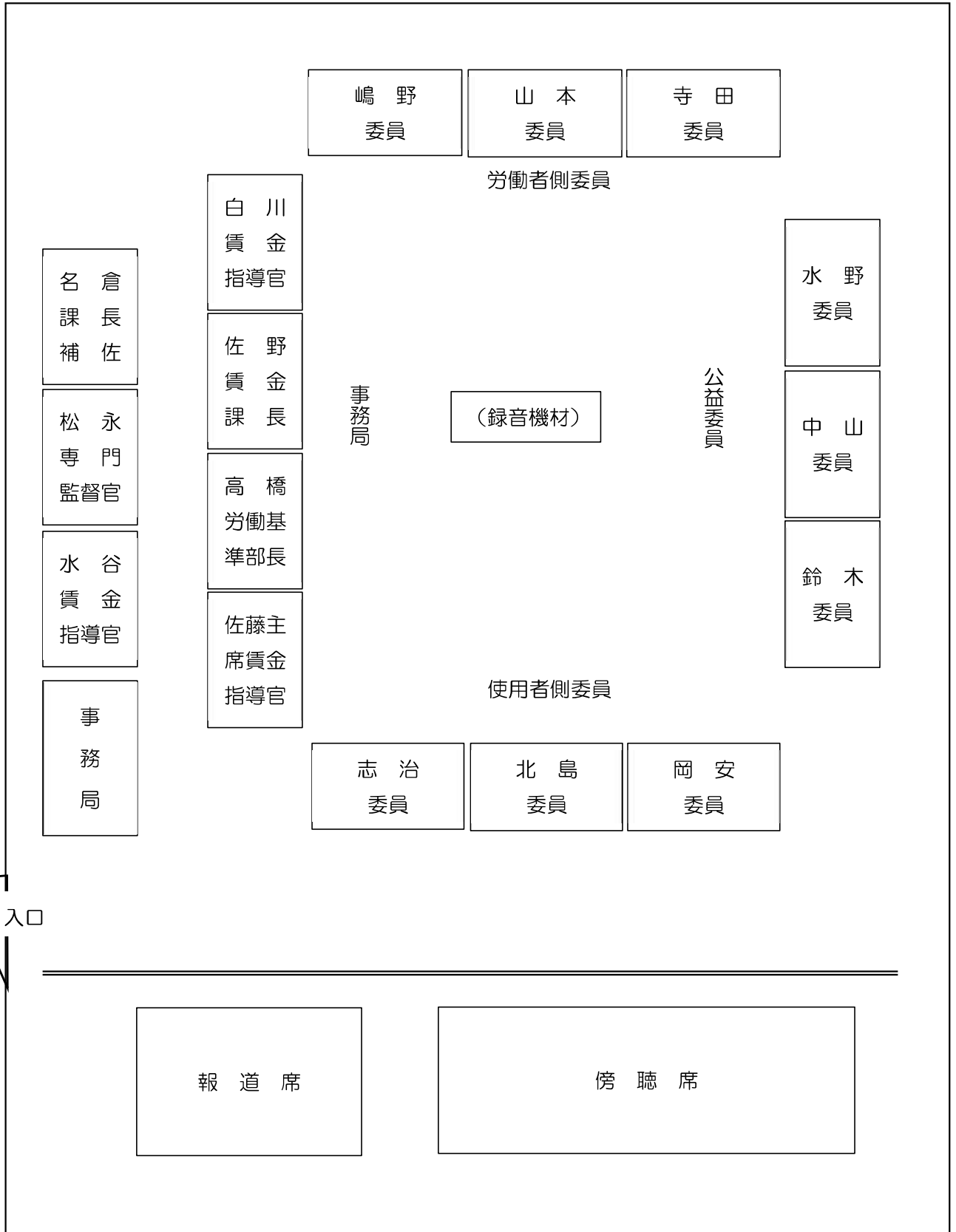
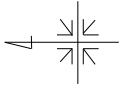
# 愛知地方最低賃金審議会

第3回 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業専門部会 配席図

令和7年10月14日(火)

午前9時30分～

ウィルあいち3階 会議室6



# 資 料 目 次

資料No.

1. 令和7年度特定最低賃金の改正決定に関する申出書の内容等一覧 … P 1

2. 最低賃金引上状況等の推移（愛知）令和7年度版 … P 3

3. 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業

最低賃金引き上げに伴う影響 … P 4

## 令和7年度特定最低賃金の改正決定に関する申出書の内容等一覧

産業	項目	種 類	① 申 出 ケ ー ス	② 提 出 月 日	具 体 的 申 出 内 容										⑩- 地賃 差額	⑮ 受 理 月 日		
					③労働者数 (人)	申 出 の 合 意 労 働 者 数 等						⑩合意比率 ⑤÷③ [⑦÷③] (%)	協約による 最低額	現行最賃			⑪-⑫ 差額	⑭時間額 (円)
						④組合数	⑤労働者数 (人)	うち労働協約等		うち機関決定等								
								⑥組合数	⑦労働者数 (人)	⑧組合数 ④-⑥	⑨労働者数 ⑤-⑦(人)							
⑪時間額 (円)	⑫時間額 (円)	⑬時間額 (円)																
E221 E222 E223	製鉄業、 製鋼・製鋼圧延業、 鋼材製造業	改正	労働協約	6/23	15,090	9	10,145	9	10,145	0	0	67.2 67.2	1,268	1,111	157	191	6/23	
E25 E26 E27	はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製造業	改正	労働協約	6/23	96,180	20	28,739	15	27,543	5	1,196	29.9 28.6	1,080	(1,077)	3	3	6/23	
E28 E29 E30	電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	改正	労働協約	6/23	72,710	19	36,183	17	34,667	2	1,516	49.8 47.7	1,171	(1,077)	94	94	6/23	
E31	輸送用機械器具製造業	改正	労働協約	6/23	269,270	58	193,771	38	168,672	20	25,099	72.0 62.6	1,160	1,081	79	83	6/23	
I591	自動車(新車)小売業	改正	労働協約	6/23	17,470	14	13,716	9	11,199	5	2,517	78.5 64.1	1,141	(1,077)	64	64	6/23	

(注) 1 申出者は、5業種すべて日本労働組合総連合会愛知県連合会(会長：可知洋二)である。

2 産業分類の適用範囲の詳細は次のとおりである。

- ・ E26=E26のうち建設用ショベルトラック製造業を除く。
- ・ E29=E29のうち医療用計測器製造業(心電計製造業を除く)を除く。
- ・ E31=E311+E312+E314+E315+E319(自転車・同部品製造業を除く。)(建設用ショベルトラック製造業を含む。)
- ・ I591=I5911(細分類)

3 「労働協約等」について、賃金の最低額の定めを含む労働協約(労働組合法第14条に規定する要件を満たしたものに限る。)が締結されている場合。

「機関決定」については、労働組合又は使用者団体により最低賃金を改正することが必要であるとの機関決定が行われている場合。

## 2025年度 製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業 最低賃金の改正申出組合

No.	分類	構成組織名	労働組合名	労働者数	委任	決議	協定	最賃額	備考
1	2212	基幹労連		219	○	○	◎	1,523円	
2	2234	基幹労連		798	○	○	◎	1,491円	
3	2221	基幹労連		705	○	○	◎	1,411円	
4	2211	基幹労連		2,541	○	○	◎	1,346円	
5	2211	基幹労連		3,008	○	○	◎	1,328円	
6	2221	基幹労連		1,088	○	○	◎	1,285円	
7	2221	基幹労連		248	○	○	◎	1,285円	
8	2221	基幹労連		1,187	○	○	◎	1,285円	
9	2221	基幹労連		351	○	○	◎	1,268円	
合 計			9事業所	10,145	9	9	9		

2024年度協定労働者数	9,966	単純平均最賃	1,358円
2025年度協定労働者数	10,145	加重平均最賃	1,343円
労働協約ケース(数)	9組合	単純最低最賃	1,268円
労働協約ケース(率)	67.2%	差額	157円
2025年度適用労働者数	15,090	2024年特定最賃	1,111円
(労働者数1/3)	5,030		

最低賃金引上状況等の推移（愛知）令和7年度版

単位：時間額、引上額(円)

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		
	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効予定日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効予定日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効予定日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効予定日)	引上額 (引上率)	
<b>愛知県最低賃金</b>	820 (H27.10.1)	20 (2.50)	845 (H28.10.1)	25 (3.05)	871 (H29.10.1)	26 (3.08)	898 (H30.10.1)	27 (3.10)	926 (R1.10.1)	28 (3.12)	927 (R2.10.1)	1 (0.11)	955 (R3.10.1)	28 (3.02)	986 (R4.10.1)	31 (3.25)	1,027 (R5.10.1)	41 (4.16)	1,077 (R6.10.1)	50 (4.87)	1,140 (R7.10.18)	63 (5.85)	
目安額(円) [引上率(%)]	19 (2.38)		25 (3.05)		26 (3.08)		27 (3.10)		28 (3.12)		示されず		28 (3.02)		31 (3.25)		41 (4.16)		50 (4.87)		63 (5.85)		
改定状況調査による 賃金上昇率(%)	0.8		1.3		1.4		1.4		1.3		1.2		0.4		1.5		2.1		2.3		2.5		
区分	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	時間額 (地賃比)	引上額 (引上率)	
特定最低賃金	染色整理業	732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)	
	鉄鋼業	912 (111.2)	13 (1.45)	926 (109.6)	14 (1.54)	941 (108.0)	15 (1.62)	957 (106.6)	16 (1.70)	975 (105.3)	18 (1.88)	976 (105.3)	1 (0.10)	996 (104.3)	20 (2.05)	1,018 (103.2)	22 (2.21)	1,059 (103.1)	41 (4.03)	1,111 (103.2)	52 (4.91)		
	はん用機械器具 製造業	882 (107.6)	12 (1.38)	896 (106.0)	14 (1.59)	911 (104.6)	15 (1.67)	928 (103.3)	17 (1.87)	947 (102.3)	19 (2.05)	948 (102.3)	1 (0.11)	968 (101.4)	20 (2.11)	968 (R3.12.16)		968 (R3.12.16)		968 (R3.12.16)		968 (R3.12.16)	
	精密機械器具 製造業	841 (102.6)	14 (1.69)	856 (101.3)	15 (1.78)	875 (100.5)	19 (2.22)	875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)	
	電気機械器具 製造業	852 (103.9)	15 (1.79)	867 (102.6)	15 (1.76)	883 (101.4)	16 (1.85)	901 (100.3)	18 (2.04)	901 (H30.12.16)		901 (H30.12.16)		901 (H30.12.16)		901 (H30.12.16)		901 (H30.12.16)		901 (H30.12.16)		901 (H30.12.16)	
	輸送用機械器具 製造業	890 (108.5)	13 (1.48)	904 (107.0)	14 (1.57)	919 (105.5)	15 (1.66)	936 (104.2)	17 (1.85)	955 (103.1)	19 (2.03)	957 (103.2)	2 (0.21)	976 (102.2)	19 (1.99)	997 (101.1)	21 (2.15)	1,028 (100.1)	31 (3.11)	1,081 (100.4)	53 (5.16)		
	自動車(新車) 小売業	873 (106.5)	14 (1.63)	888 (105.1)	15 (1.72)	904 (103.8)	16 (1.80)	921 (102.6)	17 (1.88)	941 (101.6)	20 (2.17)	943 (101.7)	2 (2.17)	943 (R2.12.16)		943 (R2.12.16)		943 (R2.12.16)		943 (R2.12.16)		943 (R2.12.16)	
	各種商品小売業	823 (100.4)	13 (1.60)	847 (100.2)	24 (2.92)	847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)	
	自動車(新車) ・同部品小売業	800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)	
	発効日※	(H27.12.16)		(H28.12.16)		(H29.12.16)		(H30.12.16)		(R1.12.16)		(R2.12.16)		(R3.12.16)		(R4.12.16)		(R5.12.16)		(R6.12.16)			

注) 網掛け箇所は当該年度での金額改正が行われなかったもの(カッコ内は発効日)

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金  
引き上げに伴う影響

時間額（円）	引上額（円）	引上率（％）	影響率（％）	影響労働者数	対地賃比（％） （1,140円）
1,111	－	－	(未満率 2.4) 2.4	26	97.46
1,112	1	0.09	2.4	26	97.54
1,113	2	0.18	2.4	26	97.63
1,114	3	0.27	2.4	26	97.72
1,115	4	0.39	2.4	26	97.81
1,116	5	0.45	2.4	26	97.89
1,117	6	0.59	2.4	26	97.98
1,118	7	0.63	2.4	26	98.07
1,119	8	0.72	2.4	26	98.16
1,120	9	0.81	2.4	26	98.25
1,121	10	0.90	2.8	29	98.33
1,122	11	0.99	2.8	29	98.42
1,123	12	1.08	2.8	29	98.51
1,124	13	1.17	2.8	29	98.60
1,125	14	1.26	2.8	29	98.68
1,126	15	1.35	2.8	29	98.77
1,127	16	1.44	2.8	29	98.86
1,128	17	1.53	2.8	29	98.95
1,129	18	1.62	2.8	29	99.04
1,130	19	1.71	2.8	29	99.12
1,131	20	1.80	3.0	31	99.21
1,132	21	1.89	3.0	31	99.30
1,133	22	1.98	3.0	31	99.39
1,134	23	2.07	3.0	31	99.47
1,135	24	2.16	3.0	31	99.56
1,136	25	2.25	3.0	31	99.65
1,137	26	2.34	3.0	31	99.74
1,138	27	2.43	3.0	31	99.82
1,139	28	2.52	3.0	31	99.91
1,140	29	2.61	3.1	33	100.00
1,141	30	2.70	3.1	33	100.09
1,142	31	2.79	3.1	33	100.18
1,143	32	2.88	3.1	33	100.26
1,144	33	2.97	3.1	33	100.35
1,145	34	3.06	3.1	33	100.44
1,146	35	3.15	3.1	33	100.53
1,147	36	3.24	3.1	33	100.61

地賃

時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	影響率 (%)	影響労働者数	対地賃比 (%) (1,140円)
1,148	37	3.33	3.5	37	100.70
1,149	38	3.42	3.5	37	100.79
1,150	39	3.51	3.6	38	100.88
1,151	40	3.60	3.6	38	100.96
1,152	41	3.69	3.6	38	101.05
1,153	42	3.78	3.6	38	101.14
1,154	43	3.87	3.6	38	101.23
1,155	44	3.96	3.6	38	101.32
1,156	45	4.05	3.6	38	101.40
1,157	46	4.14	3.6	38	101.49
1,158	47	4.23	3.6	38	101.58
1,159	48	4.32	3.6	38	101.67
1,160	49	4.41	3.6	38	101.75
1,161	50	4.50	3.6	38	101.84
1,162	51	4.59	3.6	38	101.93
1,163	52	4.68	3.6	38	102.02
1,164	53	4.77	3.6	38	102.11
1,165	54	4.86	3.6	38	102.19
1,166	55	4.95	3.6	38	102.28
1,167	56	5.04	3.6	38	102.37
1,168	57	5.13	3.6	38	102.46
1,169	58	5.22	3.6	38	102.54
1,170	59	5.31	3.6	38	102.63
1,171	60	5.40	3.6	38	102.72
1,172	61	5.49	3.8	40	102.81
1,173	62	5.58	3.8	40	102.89
1,174	63	5.67	3.8	40	102.98
1,175	64	5.76	4.1	43	103.07
1,176	65	5.85	4.1	43	103.16
1,177	66	5.94	4.1	43	103.25
1,178	67	6.03	4.1	43	103.33
1,179	68	6.12	4.1	43	103.42
1,180	69	6.21	4.1	43	103.51
1,181	70	6.29	4.1	43	103.60
1,182	71	6.39	4.5	47	103.68
1,183	72	6.46	4.5	47	103.77
1,184	73	6.56	4.5	47	103.86
1,185	74	6.63	4.5	47	103.95
1,186	75	6.73	4.5	47	104.04
1,187	76	6.80	4.5	47	104.12
1,188	77	6.89	4.5	47	104.21
1,189	78	6.96	4.5	47	104.30
1,190	79	7.06	4.5	47	104.39

時間額（円）	引上額（円）	引上率（％）	影響率（％）	影響労働者数	対地賃比（％） （1,140円）
1,191	80	7.13	4.5	47	104.47
1,192	81	7.23	4.9	51	104.56
1,193	82	7.30	4.9	51	104.65
1,194	83	7.39	5.0	53	104.74
1,195	84	7.46	5.0	53	104.82
1,196	85	7.56	5.0	53	104.91
1,197	86	7.62	5.0	53	105.00
1,198	87	7.72	5.0	53	105.09
1,199	88	7.79	5.0	53	105.18
1,200	89	7.88	5.0	53	105.26

※「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合。

◆業種別の特徴

業種別に人手不足の状況についてみていく。製造業と非製造業の比較では、現在の人手不足の状況に関して「不足している」「やや不足している」と回答した企業は製造業が72.7%。非製造業が80.0%であった。(図5)(図6)

図5 製造業／現在の人手不足の状況 N=154

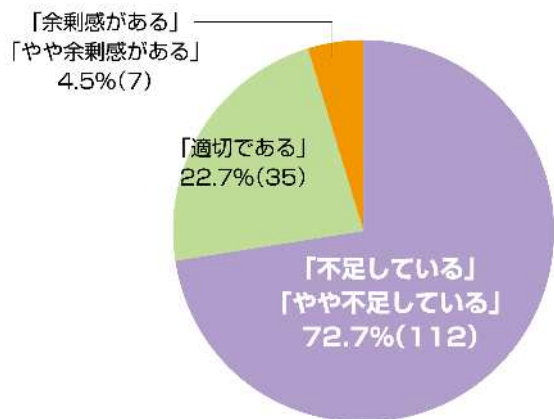
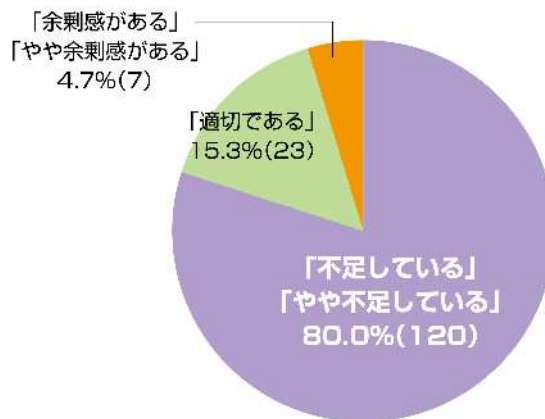


図6 非製造業／人手不足の状況 N=150



製造業のうち、「不足している割合」が高い順は、はん用機械器具100.0%、輸送機械器具82.9%、窯業・土石製品80.0%、木材・木製品、パルプ・紙・紙加工品80.0%となっている。(図7)

図7 製造業(詳細)／現在の人手不足の状況について

業種	不足している やや不足している		適切である		余剰感がある やや余剰感がある	
	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数
〈製造業〉						
はん用機械器具	100.0%	5	0.0%	0	0.0%	0
輸送機械器具	82.9%	34	17.1%	7	0.0%	0
窯業・土石製品	80.0%	4	0.0%	0	20.0%	1
木材・木製品、パルプ・紙・紙加工品	80.0%	4	0.0%	0	20.0%	1
その他の製造業	76.9%	10	23.1%	3	0.0%	0
金属製品	70.8%	17	29.2%	7	0.0%	0
食料品、飲料・たばこ・飼料	70.0%	7	30.0%	3	0.0%	0
電気機械器具	68.8%	11	18.8%	3	12.5%	2
鉄鋼業	62.5%	5	37.5%	3	0.0%	0
化学工業	58.3%	7	25.0%	3	16.7%	2
生産用機械器具	50.0%	34	41.7%	5	8.3%	1
全体(製造業)	72.7%	112	22.7%	35	5.0%	7

出所:会員企業アンケートより筆者作成 ※回答数≥5の業種のみ抜粋

非製造業のうち、「不足している割合」が高い順は、卸売業88.9%、運輸業88.9%、小売業85.7%、情報通信業80.0%となっている。(図8)

図8 非製造業(詳細)／現在の人手不足の状況について

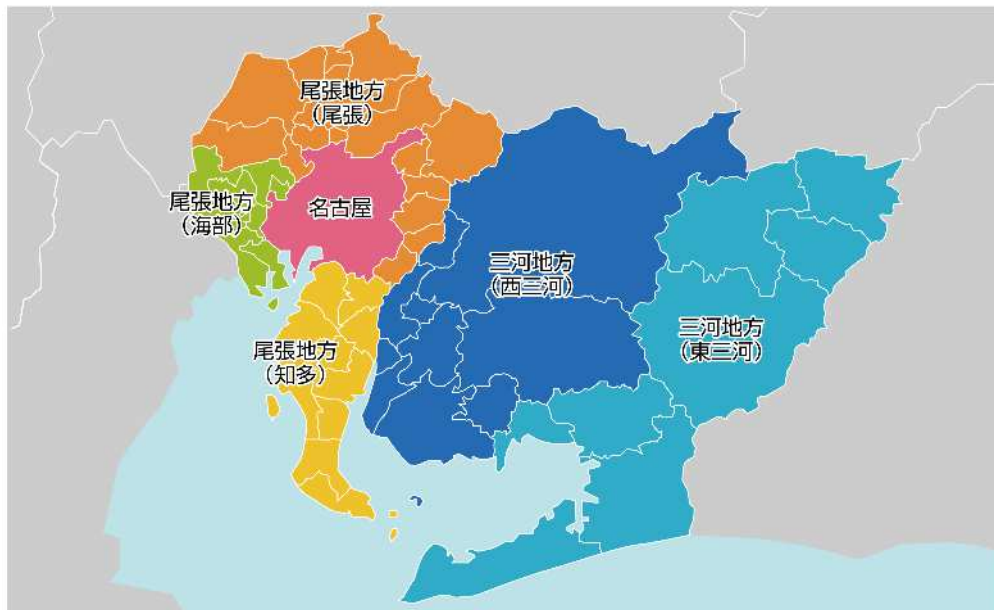
業種	不足している やや不足している		適切である		余剰感がある やや余剰がある	
	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数
〈非製造業〉						
卸売業	88.9%	16	11.1%	2	0.0%	0
運送業	88.9%	32	8.3%	3	2.8%	1
小売業	85.7%	18	9.5%	2	4.8%	1
情報通信業	80.0%	4	0.0%	0	20.0%	1
建設業	75.0%	12	18.8%	3	6.3%	1
サービス業	64.7%	11	23.5%	4	11.8%	2
金融業、保険業	42.9%	3	57.1%	4	0.0%	0
全体(非製造業)	80.0%	120	15.3%	23	4.7%	7

出所：会員企業アンケートより筆者作成 ※回答数≥5の業種のみ抜粋 ※その他の非製造業は除いている

### ◆エリア別の特徴

次に、エリアごとの特徴を記載する。

図9 エリアの全体像



出所：会員企業アンケート

愛知県を名古屋・尾張(尾張・知多・海部)・三河(西・東)の3エリアに大きく区分した時に「不足している割合」が高い順は〈三河エリア〉西三河・東三河80.8%、〈名古屋エリア〉75.7%、〈尾張エリア〉尾張・知多・海部72.3%であった。

さらに、最も「不足している割合」が高い〈三河エリア〉西三河・東三河について詳しく見ていくと、東三河エリアは「不足している割合」が92.9%であり、西三河エリアは78.8%であることが示された。(図10)

図10 エリア別／現在の人手不足の状況について

	不足している やや不足している		適切である		余剰感がある やや余剰がある	
	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数
三河エリア	80.8%	80	15.2%	15	4.0%	4
東三河エリア	92.9%	13	7.1%	1	0.0%	0
西三河エリア	78.8%	67	16.5%	14	4.7%	4
名古屋エリア	75.7%	84	19.8%	22	4.5%	5
尾張エリア	72.3%	68	22.3%	21	5.3%	5
全体(愛知県)	76.3%	232	19.1%	58	4.6%	14

出所：会員企業アンケートより筆者作成

愛知県全体でエリア別の人手不足の状況を概観してわかったことは、東三河エリアにおける顕著な人手不足感である。

東三河エリアは名古屋エリアや尾張エリアと比較しても15.0ポイント以上の差をつけて不足の割合が高い。なぜこれほど、人手不足感が強い結果となったのか、愛知県東三河総局 企画調整部 産業労働課 鈴木千陽氏に、東三河エリアに関する意見を伺った。

#### 愛知県東三河総局 鈴木氏



東三河エリアは、県内の他地域より先行して人口減少の局面に入っており、特に20代前半の若い人材の転出超過が多くなっている状況にあります。さらに、学生向けのアンケートによると、地元の大学に通う学生などが東三河の企業を知らないこともわかっています。

そのため、大学1・2年生のうちから、あるいは高校生のうちから、地元企業の魅力とともに、余暇を楽しめる場所がある、子育てしやすい地域であるなどの魅力を伝え続けていく必要があります。

さらに、学生には、企業への就職だけでなく、東三河での起業も視野に入れてもらうこと、企業には、一般学生だけでなく、外国人留学生の採用にも目を向け人材の裾野拡大を図ることなど様々なアプローチが必要と考えています。

本項では人手不足の現状を把握するため、アンケートの結果をもとに、業種やエリアごとに確認してきた。他業種・他エリアとの比較を通して自社を振り返る材料としてご活用いただきたい。

この先、トピックスとして愛知県経営者協会の業種別部会から、人口減少社会と人手不足というテーマ、各業界が直面している社会課題について各担当者へのインタビューをもとに記載している。P.19からはじまる第2項では、日本全体で加速する人口減少に対して、わが国の現状把握から、当地愛知県の状況を見ていく。

図表-7

2025年 春季賃金交渉状況；妥結状況 (※執行部了承を含む)

【業種・企業規模別平均】

2025年6月12日現在

	集計対象会社	妥結会社	《 労 務 構 成 》			《 2025 年 交 渉 》		《 前 年 妥 結 比 》	《 2024 年 交 渉 実 績 》 ※ 同 一 対 象							
			基準内賃金	平均年齢	平均勤続	要 求 額 【アップ率】	妥 結 額 【アップ率】	増 減 額 【アップ率の増減】	要 求 額 【アップ率】	妥 結 額 【アップ率】						
全 業 種	社	社	円	歳	年	円	%	円	%	円	%					
	210	173	302,142	39.8	15.6	16,055	【5.31】	14,259	【4.72】	607	【▲0.10】	15,028	【5.31】	13,652	【4.82】	
業 種 別	製 造 業	152	124	305,504	39.7	16.1	16,498	【5.40】	14,742	【4.83】	500	【▲0.11】	15,631	【5.42】	14,242	【4.94】
	一般・精密、電気、輸送用機器	69	57	309,858	39.4	16.0	17,710	【5.72】	16,027	【5.17】	1,585	【0.29】	15,648	【5.29】	14,442	【4.88】
	鉄鋼、金属製品、非鉄金属	21	17	301,471	38.2	15.8	17,205	【5.71】	14,707	【4.88】	▲1,927	【▲0.96】	18,148	【6.37】	16,634	【5.84】
	化学工業	13	12	329,949	39.5	15.2	17,642	【5.35】	15,682	【4.75】	915	【▲0.50】	15,596	【5.55】	14,767	【5.25】
	窯業・土石製品	16	12	287,375	41.3	15.9	13,084	【4.55】	12,224	【4.25】	1,469	【0.33】	14,600	【5.32】	10,755	【3.92】
	食料品	16	14	301,391	39.4	15.3	16,886	【5.60】	14,193	【4.71】	▲1,740	【▲0.63】	17,201	【5.77】	15,933	【5.34】
	印刷・同関連	6	4	254,708	43.9	19.8	6,380	【2.50】	5,985	【2.35】	▲644	【▲0.30】	6,840	【2.73】	6,629	【2.65】
	繊維工業	6	4	301,590	44.0	20.6	17,166	【5.69】	12,493	【4.14】	▲198	【▲0.23】	15,647	【5.39】	12,691	【4.37】
	その他製造業	5	4	296,438	37.1	14.4	14,040	【4.74】	13,008	【4.39】	▲311	【▲0.35】	11,399	【4.05】	13,319	【4.74】
	非 製 造 業	58	49	292,337	40.1	14.4	14,756	【5.05】	12,967	【4.44】	1,102	【0.05】	13,219	【4.90】	11,865	【4.39】
卸売業、小売業	27	23	292,090	38.3	14.0	14,740	【5.05】	13,330	【4.56】	256	【▲0.21】	14,897	【5.44】	13,074	【4.77】	
運輸業、郵便業	20	16	268,717	42.0	14.0	14,561	【5.42】	11,633	【4.33】	1,230	【0.20】	11,204	【4.45】	10,403	【4.13】	
建設業	4	3	367,890	41.8	16.3	17,913	【4.87】	15,696	【4.27】	3,696	【0.29】	12,000	【3.98】	12,000	【3.98】	
その他非製造業	7	7	290,461	42.1	15.2	13,965	【4.81】	13,120	【4.52】	1,441	【0.58】	12,770	【4.30】	11,679	【3.94】	
規 模 別	全 50 人 未 満	4	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	50 ～ 99 人	15	12	280,613	42.8	15.0	11,254	【4.01】	7,750	【2.76】	▲174	【▲0.24】	11,593	【4.39】	7,924	【3.00】
	100 ～ 299 人	54	38	278,760	40.3	15.1	14,107	【5.06】	11,743	【4.21】	109	【▲0.07】	12,888	【4.74】	11,634	【4.28】
	300 ～ 999 人	52	47	296,538	39.1	15.4	15,148	【5.11】	14,174	【4.78】	641	【▲0.11】	14,382	【5.19】	13,533	【4.89】
	1,000 人 以 上	85	75	321,578	39.3	16.0	18,131	【5.64】	16,749	【5.21】	1,048	【▲0.06】	16,895	【5.67】	15,701	【5.27】
	製 50 人 未 満	4	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	50 ～ 99 人	10	9	278,452	42.4	14.8	11,254	【4.04】	7,359	【2.64】	▲565	【▲0.36】	11,593	【4.39】	7,924	【3.00】
	100 ～ 299 人	43	29	284,371	40.2	15.8	15,530	【5.46】	13,505	【4.75】	1,208	【0.38】	14,036	【4.99】	12,297	【4.37】
	300 ～ 999 人	34	29	297,369	39.0	16.0	15,080	【5.07】	13,555	【4.56】	▲712	【▲0.48】	14,956	【5.29】	14,267	【5.04】
	1,000 人 以 上	61	56	327,411	39.0	16.2	18,698	【5.71】	17,674	【5.40】	1,056	【▲0.11】	17,436	【5.78】	16,618	【5.51】

(注) 1. 集計は単純平均、▲印はマイナスを示す。要求・妥結の「増加率」は対基準内賃金比。  
 2. 規模別は、全社従業員数により分類した。  
 3. 回答が3社未満の場合は「-」と表示。

### 第3回鉄鋼製造業最低賃金専門部会

### 労働者代表委員資料

基幹労連加盟 愛知県所在組織（鉄鋼業）の2025年春闘賃上げ実績表（加重平均）

	組織数	組合員数	額	率
1000人以上	12	11,377	18,123	5.85%
300以上999人以下	7	1,345	17,065	6.18%
299人以下	8	884	16,119	6.61%
規模計	27	13,196	17,255	5.92%

日本基幹産業労働組合連連合会 AP25集約結果からデータ抽出

(案)

令和7年10月14日

愛知地方最低賃金審議会  
会長 中山 徳良 殿

愛知地方最低賃金審議会  
愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業  
最低賃金専門部会  
部会長 中山 徳良

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金  
の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年8月5日、愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は別添のとおりである。

## 別紙

### 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

- 1 適用する地域  
愛知県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
  - (1) 製鉄業
  - (2) 製鋼・製鋼圧延業
  - (3) 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く。）
  - (4) (1)から(3)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
  - (5) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
  - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
  - (2) 雇入れ後3月末満の者であって、技能習得中のもの
  - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
    - イ 清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務
    - ロ 軽易な運搬の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 1,175円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和7年12月16日

愛知地方最低賃金審議会  
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会委員名簿  
(令和7年9月16日現在)

## 公益代表委員

氏 名	現 職 等
鈴木 進也	いぶき法律事務所 弁護士
中山 徳良	名古屋市立大学 大学院経済学研究科長・経済学部長
水野 有香	愛知大学経済学部 教授

## 労働者代表委員

氏 名	現 職 等
嶋野 俊博	大同特殊鋼労働組合 書記長
寺田 昭	全トヨタ労働組合連合会 愛知担当局 局長 自動車総連 愛知地協 事務局長
山本 圭介	日本製鉄名古屋労働組合 書記長

## 使用者代表委員

氏 名	現 職 等
岡安 良康	愛知県経営者協会 総務・企画部 担当部長
北島 信夫	宮崎精鋼株式会社 執行役員 管理本部長
志治 泰光	小木曾工業株式会社 総務部 部長

(敬称略、五十音順)